

様式第1号（第4条関係）

審議会等設置状況

（平成30年6月1日現在）

審議会等の名称	伊万里市健康づくり推進部会
設置の根拠	伊万里市健康づくり推進部会運営要領
設置の目的	生涯健康の確保及び健康づくりの推進を図るため
設置年月日	平成27年1月6日
委員数	16人
委員の任期	無し（平成29年11月1日～）
委員名簿	※別紙（様式第1号の2）
所管課	市民部健康づくり課健康推進係 （電話番号0955-22-3916）

様式第1号の2（第4条関係）

委員名簿

（五十音順・敬称略・会長◎・副会長○）

氏名		所属
◎	一番ヶ瀬崇	伊万里・有田地区医師会 理事
	井手ゆかり	伊万里小中学校連合PTA
	岩崎克信	伊万里市長寿社会課医療保険係長
	内山直樹	伊万里市教育委員会学校教育課学校教育係長
	江口むつ子	伊万里・有田地区歯科衛生士会
	緒方寛子	伊万里市保育会
	川崎博子	伊万里保健福祉事務所 主任栄養士
	小松敬子	伊万里有田薬剤師会 監事
○	野中泰子	伊万里市養護部会
	畑島博美	伊万里市コミュニティケア会議
	原口源嗣	伊万里市こどもハートフルセンターひまわり園 園長
	福田浩司	伊万里・有田地区歯科医師会 理事
	船元順子	伊万里市食生活改善推進協議会 副会長
	前川留理子	伊万里保健福祉事務所母子保健福祉担当係長
	山崎久行	伊万里市民生委員・児童委員協議会
	山崎由美子	伊万里・有田地域産業保健センター

伊万里市健康づくり推進部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊万里市健康づくり推進連絡協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、健康づくり推進部会（以下「部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 健康づくり推進事業の内容に関すること。
- (2) 関係機関等との調整及び連携に関すること。
- (3) 健康づくりの推進のための啓発活動に関すること。
- (4) その他健康づくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる団体から選出された者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、協議事項に関係のある者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 部会長は、部会の会議が終了したときは、その結果を伊万里市健康づくり推進連絡協議会に報告しなければならない。

(事務局)

第6条 部会の庶務は、市民部健康づくり課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年1月6日から施行する。

(伊万里市母子保健専門部会運営要領及び伊万里市歯科保健専門部会運営要領の
廃止)

2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) 伊万里市母子保健専門部会運営要領

(2) 伊万里市歯科保健専門部会運営要領

別表（第3条関係）

伊万里・有田地区医師会
伊万里・有田地区歯科医師会
伊万里有田薬剤師会
伊万里市小中学校連合PTA
伊万里市民生委員会・児童委員会
伊万里市こどもハートフルセンターひまわり園
伊万里市コミュニティケア会議
伊万里市食生活改善推進協議会
伊万里・有田地区歯科衛生士会
伊万里市養護部会
伊万里市保育会
伊万里・有田地域産業保健センター
伊万里保健福祉事務所
伊万里市
伊万里市教育委員会